

所得税の確定申告及び市・道民税の申告受付日

地区	会場	受付日	受付時間	
			午前	午後
声問	声問町内会館	2月5日(金)	10時～12時	13時～14時
沼川	沼川支所	2月9日(火)	10時～12時	
曲淵	曲淵町内会館	2月9日(火)		13時30分～15時
勇知	勇知地区 宿泊研修施設	2月10日(水)	10時～12時	
市役所 4階 委員会室(※1)	市役所 4階 委員会室(※1)	2月16日(火)	9時～12時	13時～16時
		3月15日(火)		
稚内税務署(※2)				

※1 3月12日(土)、13日(日)も申告受け付けを行っています。
 ※2 青色申告、事業所得、譲渡所得に関する申告は稚内税務署で受け付けています。

2月16日(火)～
3月15日(火)

所得税の確定申告と 市・道民税の申告を忘れずに

平成27年分の所得税の確定申告と平成28年度の市・道民税の申告受け付けが2月16日(火)から始まります。

市役所では、3月12日(土)、13日(日)も申告受け付けを行っています。この期日、稚内税務署では行っていませんので、ご注意ください。
 ※所得税の確定申告を済ませた方は、市・道民税の申告を済ませたこととなります。
 ※申告期間の最初と最後の数日間には混雑が予想されます。

確定申告が必要な方

次の項目に該当する方は、確定申告をしなければなりません。

- ① 給与収入が2千万円を超える方
- ② 2つ以上の会社から給与をもらっている方
- ③ 給与と所得以外の所得がある方

- ・ 平成27年中に医療費として所得の5%以上または10万円以上の支出があった方で、給与や年金から所得税を引かれている方
- ・ 国や地方自治体、特定の団体などに寄付した方
- ・ 住宅ローンを利用し、自宅を新築・増改築した方の途中で退職し、年末

確定申告をすると、税金が還付される可能性がある

※年末調整をした給与所得者で、ほかに所得がない場合は確定申告の必要はありません。

- ・ 給与所得の源泉徴収票(給与収入のある方)
- ・ 公的年金等の源泉徴収票(公的年金等の収入がある方)
- ・ 平成27年分の収支内訳書(収入、支出、必要経費などを記入したもの)
- ・ 生命保険料、地震保険料の支払証明書
- ・ 国民健康保険税、任意継続の社会保険料、介護保険料等の領収書(平成27

確定申告の際は、次の書類をお持ちください

※④～⑥の申告は、税務署での受け付けとなります。

・ 公的年金の現況届で、扶養親族控除や障がい者控除を申告し忘れていた方など

- ④ 20万円を超えている方
- ⑤ 商売を営んでいる方や自営業の方
- ⑥ 不動産収入のある方
- ⑦ 400万円を超える公的年金等を受給している方(ただし、年金収入が400万円以下でも、市・道民税の申告が必要な場合があります。詳細は市課税課に問い合わせください。)



固定資産税の「償却資産」の申告を忘れずに

償却資産とは、会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いている機械、器具、備品などの有形固定資産のことです。

◆申告が必要な方

- ・ 平成28年1月1日現在、事業の用途で使用している資産を所有、共有、ほかに賃貸している法人、または個人事業の経営者
 - ・ 平成27年に開業、廃業、休業、移転された方
- ※昨年、申告があった事業者には、平成27年12月中旬に申告書を送付しています。平成27年中に開業された方、これまで未申告の方で申告書が届いていない方も申告が必要です。ご不明な点は問い合わせください。

◆申告の対象となる主な資産

- ・ 広告設備、路面舗装等の構築物
- ・ 生産、加工、搬送設備等の機械類
- ・ 船舶
- ・ 大型特殊自動車(農耕用含む)
- ・ 机、椅子類、パソコン、複写機等の工具・器具及び備品



申告期間 / 1月6日(水)～2月1日(月)
 申告場所 / 市役所2階 課税課窓口
 問い合わせ / 市課税課資産税グループ ☎23-6393

その他

・ 所得税がかからなかった場合でも、市・道民税の申告は行わなければなりません。

・ 本人または、扶養している方が要介護認定を受けている場合、状況によって障がい者控除の対象となる場合がありますので、

市課税課市民税グループ ☎23-6392

問い合わせ

- ・ 年中に支払ったもの、国民年金保険料控除証明書
- ・ 本人または扶養している方が障害者手帳をお持ちの場合はその手帳
- ・ 医療費の領収書(平成27年中に支払ったもの、領収日で確認)
- ・ 印鑑
- ・ 銀行の口座番号が分かるもの(還付金が発生した場合、銀行振り込みとなるため)
- ・ 本人または、扶養している方が要介護認定を受けている場合、状況によって障がい者控除の対象となる場合がありますので、
- ・ 未申告の場合、金融機関、公営住宅、保育所、学校等の申し込みや児童手当・児童扶養手当の届出、年金の申請などに必要な所得証明、課税証明などの税に関する各種証明の交付がすぐにできない場合があります。(所得が全くなかった場合でも、所得証明や課税証明の発行を受けるためには申告が必要になります。)
- ・ 本人または、扶養している方が要介護認定を受けている場合、状況によって障がい者控除の対象となる場合がありますので、
- ・ 市介護高齢課へ申請を行ってください。障がい者控除の対象となる場合は、認定書が交付されますので、確定申告時を持参してください。
- ・ 確定申告を行わなければ受けられない控除もありますので、確定申告の案内がない方についてもご相談ください。
- ・ マイナンバーの記載が必要になるのは、平成28年分(平成29年の申告)からになります。